本日の会議に付した事件

令和８年第１回山元町議会定例会（第５日目）
令和８年３月１９日（木）午前１０時

日程第	１	会議録署名議員の指名	
追加日程第	１	５番菊地康彦議員の「議員の辞職」について	
日程第	２	報告第	１号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第	３	承認第	２号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度山元町一般会計補正予算・専決第３号）
日程第	４	議案第	２号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第	５	議案第	３号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第	６	議案第	４号 山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第	７	議案第	５号 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第	８	議案第	６号 山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第	９	議案第	７号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第１０		議案第	９号 令和７年度山元町一般会計補正予算（第６号）
日程第１１		議案第１０号	令和７年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１２		議案第１１号	令和７年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）
日程第１３		議案第１２号	令和７年度山元町水道事業会計補正予算（第５号）
日程第１４		議案第１３号	令和７年度山元町下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１５		同意第	１号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１６		議案第	１号 山元町歯と口腔の健康づくり推進条例（委員長報告）
日程第１７		議案第	８号 山元町過疎地域持続的発展計画について（委員長報告）
日程第１８		議案第１４号	令和８年度山元町一般会計予算（委員長報告）
日程第１９		議案第１５号	令和８年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
日程第２０		議案第１６号	令和８年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第２１		議案第１７号	令和８年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
日程第２２		議案第１８号	令和８年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
日程第２３		議案第１９号	令和８年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
日程第２４		議発第	１号 衆議院解散及び国政選挙の執行体制の改善を求める意見書
日程第２５		閉会中の継続調査等申し出について	
日程第２６		委員会審査期限延期要求書について	
日程第２７		議員派遣の件	

午前１０時００分　開　議

議　長（伊藤貞悦議員）ただいまから本日の会議を開きます。

１０番齋藤俊夫議員から本日の本会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定により、６番渡邊千恵美議員、８番品堀栄洋議員を指名します。

議　長（伊藤貞悦議員）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

また、休会中に１１番岩佐孝子議員から、さきの本会議における一般質問の中で「前町長が」と発言した部分について、正しくは「町として」である旨の訂正の申出があり、山元町議会会議規則第６３条の規定により、議長において受理しました。

なお、当該箇所の会議録については、後刻、申出のとおり訂正します。

以上で議長諸報告を終わります。

議　長（伊藤貞悦議員）ここで、先ほどの議長諸報告にございましたとおり、３月１７日に、山元町議会会議規則第９８条の規定に基づき、５番菊地康彦議員から議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。

５番菊地康彦議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

よって、５番菊地康彦議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議　長（伊藤貞悦議員）追加日程第１．５番菊地康彦議員の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって、５番菊地康彦議員の退場を求めます。

〔５番　菊地康彦議員　退場〕

議　長（伊藤貞悦議員）この際、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（佐山　学局長）はい、議長。それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

令和８年３月１７日、山元町議会議長、伊藤貞悦殿。

山元町議会議員、菊地康彦。

以上でございます。

議　長（伊藤貞悦議員）お諮りします。

５番菊地康彦議員の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

よって、菊地康彦議員の議員の辞職を許可することに決定しました。

議　長（伊藤貞悦議員）ここで、除斥となっておりました５番菊地康彦議員の除斥を解除し、入場を求めます。

〔５番　菊地康彦議員　入場〕

議　長（伊藤貞悦議員）５番菊地康彦議員に御報告いたします。議員の辞職については許可されました。

ここで、山元町議会先例１３６番により、５番菊地康彦議員の発言を許します。菊地康彦議員、登壇願います。

５番（菊地康彦議員）５番菊地康彦でございます。

平成２７年の初当選以来１０年間、町会議員として邁進してまいりました。町民、それから、町のためということで、一生懸命、自分なりに努力したつもりであります。

皆さんにはいろいろ御指導、御鞭撻いただいた御恩を決して忘れることなく、これからも進んでまいりたいと思います。

辞職に当たり、一言だけ。皆様におかれましても、町民、そして町の負託に応えられますよう、二元代表制を遵守して前に進んでいただければと希望して、辞職の挨拶とさせていただきます。

大変長くお世話になりました。

議　長（伊藤貞悦議員）菊地康彦議員におかれましては、大変長期間にわたり、お疲れさまでございました。大変ありがとうございました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第２．報告第１号を議題とします。

本案について報告を求めます。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。それでは、報告第１号専決処分の報告について。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分したので報告するものです。

３ページをお開き願います。

専決処分書。

１、契約の目的、令和７年度交安補助請１号、つばめの杜北線道路改良工事。

２、契約金額、５，７６６万７，５００円。２４４万７，５００円の増となります。

３、契約の相手方、株式会社クリワダです。

配付資料№.１を御覧願います。変更点のみの説明とさせていただきます。

この工事概要及び７の変更理由につきましては関連がありますので、一緒に説明したいと思います。

水替え工については、掘削施工の際、当初想定した以上の湧水があったことから、ポンプによる水替え工を増工したものです。

地盤変動影響調査等につきましては、近接する民家擁壁に対し、工事に伴う傾きなどの影響を把握するため、地盤変動影響調査として工作物調査工の事前及び事後調査を増工したものです。

以上で報告第１号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（伊藤貞悦議員）報告第１号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第３．承認第２号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。承認第２号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

令和７年度山元町一般会計補正予算を、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書３ページをお開きください。

専決処分書になります。

令和７年度山元町一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により、別紙のとおり、令和８年２月１６日付で専決処分したものであります。

５ページをお開きください。

令和７年度山元町一般会計補正予算（専決第３号）になります。

初めに、今回の補正の規模についてですが、歳入歳出それぞれ９９９万４，０００円を追加し、総額を８９億３，０７０万円としたものであります。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして、繰越明許費の補正も行っております。

１３ページをお開きください。

歳出予算から御説明いたします。

２款総務費４項選挙費８目宮城県議会議員選挙費についてです。合計で９９９万４，０００円を計上しております。亘理選挙区選出の宮城県議会議員について、補欠選挙を行うべき事由が生じ、急を要したことから、選挙執行に係る費用を計上したものであります。

なお、歳入は１２ページ、１６款県支出金の宮城県議会議員補欠選挙執行委託金及び１９款繰入金、財政調整基金の取崩しにより対応しております。

次に、繰越明許費の補正について御説明いたします。

８ページにお戻り願います。

こちら第２表繰越明許費補正です。

今回の補正で計上した宮城県議会議員補欠選挙の執行につきましては、専決処分日において投開票日等が未定であったことに加え、最長で投開票日の執行が翌年度となり得る状況であったことから、全額を翌年度に繰り越して使用できる経費とさせていただいたものです。

以上で承認第２号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから承認第２号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度山元町一般会計補正予算・専決第３号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

承認第２号は原案のとおり承認されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第４．議案第２号から日程第６．議案第４号までの３件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大和田　敦課長）はい、議長。初めに、議案第２号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でありますが、物価高騰等に伴う社会情勢の変化や近隣自治体における支給額を踏まえ、特別職の旅費を改定するため、提案するものでございます。

５ページを御覧ください。

配付資料№３、条例議案の概要により御説明いたします。

１、改正内容のうち、１点目、宿泊料ですが、町長、副町長、教育長とも統一し、内国、外国を記載の金額に改めるものです。

２点目、日当ですが、こちらも、町長、副町長、教育長とも統一し、内国、外国を記載の金額に改正するものでございます。

２の施行期日ですが、令和８年４月１日としております。

次に、議案第３号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でありますが、議案第２号と同様、物価の高騰や近隣自治体における支給額を踏まえ、議会議員の旅費を改定するため、提案するものであります。

５ページを御覧ください。

配付資料№４、条例議案の概要により御説明いたします。

１、改正内容のうち、１点目、宿泊料ですが、議長、副議長、議員とも統一し、内国、外国を記載の金額に改めるものです。

２点目、日当ですが、こちらも、議長、副議長、議員とも統一し、内国、外国を記載の金額に改正するものであります。

なお、宿泊料、日当とも、議案第２号で御説明しました町長、副町長、教育長と同額となります。

２の施行期日ですが、令和８年４月１日としております。

続いて、議案第４号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でありますが、議案第２号及び議案第３号と同様、物価の高騰や近隣自治体における支給額を踏まえ、職員の旅費を改定するため、提案するものであります。

５ページを御覧ください。

配付資料№.５、条例議案の概要により御説明いたします。

１、改正内容のうち、１点目、宿泊料ですが、一般職、労務職とも、内国、外国を記載の金額に改めるものです。

２点目、日当ですが、こちらも、一般職、労務職とも、内国・外国を記載の金額に改正するものであります。

２の施行期日ですが、令和８年４月１日としております。

以上が議案第２号から議案第４号までの説明となります。よろしくお願いいたします。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第２号から議案第４号までの質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）初めに、議案第２号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第２号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第２号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）次に、議案第３号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第３号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第３号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）次に、議案第４号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第４号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第４号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第７．議案第５号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子課長）はい、議長。議案第５号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和８年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、この制度の財源を国民健康保険の被保険者から国民健康保険税に上乗せして徴収するため、税率の改正を提案するものであります。

１９ページ、資料№.６、条例議案の概要及び新旧対照表を御覧ください。

１の子ども・子育て支援金制度の概要についてですが、本制度は、将来を担う子どもたちや子育て世代を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、加入する全ての医療保険者、国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険等の医療保険者ごとに保険料が決められ、医療保険料と合わせて徴収し、子ども・子育て支援納付金として国へ納付するものであります。

徴収した支援金の使途は、法律で児童手当拡充分などの６つの子育て支援の財源として充当されます。

納付金は、令和８年度から令和１０年度まで段階的に引き上げられ、現時点においては、令和１１年度以降、据置きとなる予定です。

国民健康保険税においては、基礎課税分や後期高齢者医療支援金分等と同様に、応益割額の低所得者軽減や高校生年代までの子どもに係る均等割額１０割軽減など、軽減策を講じるものであります。

２の税率改正の内容について、表を御覧ください。

令和８年度の山元町国民健康保険税の税率については、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は税率を据置き、新設される子ども・子育て支援納付金分については、太枠内を御覧ください。所得に係る所得割額０．２７パーセント、加入者１人当た

りに係る均等割額を１，２００円、１世帯当たりに係る平等割額を８００円とするものであります。Ａ欄が令和８年度の税率、Ｂ欄は県が示した市町村標準保険料率で、Ｃ欄がその差となっております。

３の施行期日等は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度以後の国民健康保険税に適用するものであります。

参考としまして、裏面に収入別負担額の比較を掲載いたしております。上半分が１人世帯、下半分が２人世帯の国保税の事例となっております。

上から事例１が１人世帯、７割軽減の例では子ども・子育て分として年額６００円の増となります。事例２は５割軽減の例で、年額１，８００円の増です。事例３の２割軽減では年額３，１００円、事例４の給与収入３００万では年額６，２００円の増加となります。

以下、２人世帯の事例となっております。

以上で議案第５号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第５号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第５号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第８．議案第６号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。議案第６号山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

初めに、提案理由でありますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行等に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

７ページを御覧ください。

配付資料№.７、条例議案の概要により御説明いたします。

１、主な改正内容のうち、１点目、文言の整理ですが、表の左に記載するそれぞれの

条項について、「事業者」を「事業所」に、「防止」を「禁止」に、「職員」を「支援事業者の職員」に改めるものです。

２点目、内容の改正ですが、第２２条については、地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、地域限定保育所を追加するもの。第２２条の２については、保育所等の整備が難しい地域において基準に特例を設けるものであります。

なお、本条例につきましては、昨年の第３回議会定例会で御提案申し上げ、閉会中における継続審査として審議いただき、第４回議会定例会において可決賜ったところでありますが、審査期間中に上位法が改正されたため、今般、一部改正条例を提案するものであります。

２、施行期日ですが、令和８年４月１日としております。

以上が議案第６号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第６号山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第６号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第９．議案第７号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理課長（富樫　誠課長）はい、議長。議案第７号道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

２７ページ、資料№８、条例議案の概要及び新旧対照表を御覧ください。

１の改正内容ですが、道路占用料については、３年ごとに全国一斉に実施される固定資産税評価額の評価替えや、地価動向を反映した賃金水準の変動等を踏まえ改定されるところであります。

今般、道路法施行令の一部改正が閣議決定され、令和８年４月１日から占用料が改定されるため、本町においても、国の占用料単価を準用し、道路占用料を算定していることから、道路法施行令の改正内容に合わせ、道路占用物件等に係る占用料単価について

所要の改定を行うものであります。

（１）改正する条例ですが、山元町道路占用料条例、山元町公共物管理条例、山元町都市公園条例であります。

（２）共通する主要な占用物件の改定率ですが、占用物件の第２種電柱、主に電力柱では、現行６７０円が改定後は８１０円に、改定率は２０．９パーセント、第１種電話柱、主にＮＴＴ柱では、現行３９０円が改定後は４７０円に、改定率は２０．５パーセント、標識（交通規制標識以外のもの）で、例えばバス停留所標識などでは、現行６２０円が改定後は７５０円に、改定率は２１パーセント、公衆電話所（主に電話ボックス）では、現行７８０円が改定後は９４０円に、改定率は２０．５パーセントとなり、改定率はいずれも２０パーセント程度引き上げる改定となります。

なお、改定により一部引下げとなる占用物件もございますが、これらは看板やアーチなど、主に商業活動による占用物件であり、そのような商業地における地価が下落傾向にあるため、引下げとなるものであります。

２の施行期日は、令和８年４月１日となります。

以上で議案第７号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第７号道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第７号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１０．議案第９号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。議案第９号令和７年度山元町一般会計補正予算（第６号）について御説明いたします。

今回の補正の規模でありますが、歳入歳出それぞれ７，０４５万９，０００円を減額し、総額を８８億６，０２４万１，０００円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして、繰越明許費及び地方債の補正も行っております。

今回の補正につきましては、年度末に当たることから、事業費と財源の整理を行って

おります。
歳入側、歳出側、それぞれ精査を行っておりますが、これらにつきましては決算見込みに伴う不用額等の整理や財源の変更でございますので、個別の説明は省略させていただきます。
また、過年度に実施した国・県補助事業の精算に伴う返還金等についても、個々の説明は省略させていただきます。
それでは、歳出予算の主なものから御説明いたします。
議案書１５ページをお開きください。
２款総務費１項総務管理費５目財産管理費で合計で５０３万３，０００円を計上しております。
初めに、１３節使用料及び賃借料です。こちらは３８万８，０００円を計上しております。こちら未契約となっていた公用車のＮＨＫ放送受信料について、今般、ＮＨＫと契約を締結し、過年度分を含めた放送受信料を支払うものとなります。
次に、２４節積立金です。４６４万５，０００円を計上しております。財政調整基金をはじめとする５つの基金について、利子の確定に伴い、それぞれの基金に積立てをするものです。
次に、６目企画費２４節積立金についてです。２４３万円を計上しております。１５ページに記載のふるさと振興基金利子積立金及びまち・ひと・しごと創生推進基金利子積立金と合わせ、次の１６ページを御覧ください。こちらは３社から企業版ふるさと納税寄附金がございましたので、まち・ひと・しごと創生推進基金に積立てをするものとなります。
１７ページを御覧ください。
２款総務費３項戸籍住民基本台帳費１目戸籍住民基本台帳費です。９００万４，０００円を計上しております。こちらは離婚後の未成年の子に係る親権の見直しが行われることに伴うシステムの改修費並びに戸籍に振り仮名を記載するためのシステム改修費を計上するものです。
１８ページをお開きください。
３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費になります。こちら７１万２，０００円を計上しております。
初めに、１１節役務費及び１８節負担金、補助及び交付金です。こちらは物価高騰に直面している低所得ひとり親世帯に対し、１世帯当たり１万円を支給する事業に新たに取り組むものとなります。
なお、この事業に対する財源は全額県補助金となります。
次に、２４節積立金、こちらは子育て支援基金へ確定した利子を積立てとするものとなっています。
２０ページをお開きください。
６款農林水産業費１項農業費５目農地費の１４節工事請負費５，０９４万６，０００円及び２１節補償、補填及び賠償金１，０００万円の計上についてです。こちらは渋沢ため池の整備事業の進捗を図ることを目的として事業費を増額するものとなります。
２３ページをお開きください。
９款消防費１項消防費２目消防施設費です。３３０万円を計上しています。こちらは

消火栓２基の修繕に係る経費について､水道事業会計に繰り出しをするものとなります。

次に、１０款教育費１項教育総務費です。１３万１，０００円を計上しております。こちらは学校教育基金へ確定した利子並びに旧坂元中学校の使用に係る普通財産収入分を積立てをするものとなります。

次に、１０款教育費６項保健体育費になります。３０万円を計上しています。こちらはスポーツ少年団に対する指定寄附を活動助成金として交付するものとなります。

以上が歳出予算の主な内容となります。

続いて、歳入予算について御説明いたします。

議案書１０ページにお戻りください。

１１款地方交付税です。１億４，３７３万９，０００円を計上しております。令和７年度の交付額確定に伴う増額となります。

次、１５款国庫支出金２項国庫補助金１目総務費国庫補助金の１節です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらについてです。６６９万４，０００円を計上しております。こちらは歳出で御説明いたしました戸籍に振り仮名を記載するためのシステム改修経費に係る補助金となります。

１１ページを御覧ください。

１６款県支出金２項県補助金２目民生費県補助金についてです。６７万８，０００円を計上しております。こちらは低所得ひとり親世帯生活費支援事業に係る県補助金となります。

同じく４目農林水産業費県補助金についてです。渋沢ため池の整備事業に係る農村地域防災減災事業費補助金４，５６０万円を計上しております。

１２ページをお開きください。

１７款財産収入１項財産運用収入２目財産貸付収入についてです。８万９，０００円を計上しております。こちらは旧坂元中学校の普通財産貸付収入となります。

次に、１８款寄附金についてです。２５０万円を計上しております。３社から企業版ふるさと納税寄附金及びスポーツ少年団に対する指定寄附金となります。

１３ページを御覧ください。

１９款繰入金２項基金繰入金１目基金繰入金、こちらです。２億３，５９８万４，０００円を減額しております。今回の補正予算に係る財源調整として、各種基金からの取崩し額を減額したものとなります。

次に、２１款諸収入５項雑入１目雑入についてです。こちら合計で１，３６３万３，０００円の減額となってございますが、このうち、昨年３月の暴風により被害を受けた町営つばめの杜住宅に対する見舞金として７０万円の計上も含まれております。

次に、２２款町債についてです。こちらは地方債の補正で御説明いたしますので省略させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

次に、繰越明許費の補正について御説明いたします。

議案書５ページにお戻り願います。

今回、繰越明許費として１２事業を計上しておりますが、これらは全て年度内での事業完了が困難であるため、繰越しをするものであります。

主なものについて御説明いたします。

２款総務費の２行目、防災行政無線更新事業について、こちらです。戸別受信機の設置希望者数の確定及び戸別受信機の製造に不測の日数を要したことによって繰り越すものとなっております。

同じく総務費の３行目、定住促進対策事業、こちらについては、移住定住支援補助金の年度内交付が困難であるため、繰越しをするものであります。

次、６款農林水産業費、防災重点農業用ため池緊急整備事業、こちらについては、現在実施中の渋沢ため池改修事業の進捗を図ることを目的として、工事費等の増額や予算の組替えを行い、翌年の事業費に繰越しをするものであります。

以上が主なものになります。

次に、地方債の補正について御説明いたします。

議案書６ページをお開きください。

過疎対策事業債については、事業の実績及び県との協議による減額を行っており、なお、それに伴い下段の公共事業等債への組替えを行うものというものになってございます。

あわせて、全ての地方債の利率について、政策金利の引上げに伴い、年３パーセント以内から年５パーセント以内へ補正をしております。

なお、償還の方法につきましては変更はございません。

以上で議案第９号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

１１番岩佐孝子議員。

１１番（岩佐孝子議員）はい、議長。

１５ページです。１５ページの２款１項のところの財産管理、５目の１３ですね、使用料のところ。全国的に問題になってきた公用車等によるテレビの放送受信料なんですが、これは今年度だけではないと思うんですが、何年度分から何台ぐらいだったんでしょうか、お尋ねします。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。

こちら、今の質疑のとおり、全国の自治体において公用車カーナビ等のＮＨＫ放送受信料の契約漏れが報じられておりまして、本町においても同様の案件がないか調査を行った結果、ＮＨＫと放送受信契約を結んでいない受信機があることが判明した今回の計上となります。

年度なんですが､古いものですと平成２７年から契約をしていないものがございます。

台数については、８台が今回契約したものでありまして、町所有車が６台、あと、うちリース車両２台ということで計８台の今回の遡及しての歳出予算の計上となってございます。

以上です。

議　長（伊藤貞悦議員）ほかに質疑はありませんか。

３番（遠藤龍之議員）同じ１５ページの企画費、６目の地域おこし協力隊絡みのが減額になっているんですが、この辺の理由についてお伺いいたします。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。１５ページの企画費の説明欄の地域おこし協力隊の関係の減額分についてです。

まず初め、７節の報償費についてですが、こちらは協力隊インターン生の報酬等を計上してございまして、こちら実際見込みのインターンを見込みの人数分を予算計上しておりましたが、予算が想定よりも少ないインターン生の人数だったもので、余った金額を今回三角で落とすということになっています。

その下、委託料についての７０３万９，０００円の減額についてです。こちら、当初想定していた１０名分の業務委託料が９名分となっていること、また、年度途中の着任により、業務委託料に残額が生じたため、執行残を減額するものとなってございます。

以上でございます。

３番（遠藤龍之議員）少なくなったというのは見れば分かるんです。理由ですね。何で、例えば、報償費１３０万っていうのは、当初では１４４万計上しているんですね。大幅な減ということになります。そこでは、当初は説明で２名、１日１万２，０００円ということで取り組んでいるんですが、結果を見ると、ほとんど取り組んでいないという結果になるのではないかということで､それでどのような理由なのかということを確認したかった。せっかく、このね、予算立て、金つけたのに、この１年間を通してほとんど使われていないという結果を見たときに､それはどういう理由なんですかというのが私の質問です。それは、下についてもです。同じですね。７０３万も減額。これも３，７６０万ですか、当初ね｡この理由については１５名が９名とかね､というふうなことがあったんですが、せっかく１５名ってね予算立てして金もつけたのに、結果こういう結果になっているというのはどういうことなのかと。

さらには、その下の地域おこし協力隊活動費補助金、減額４００万。これも１，５８０万せっかく予算立てしたのに、結果はこのくらいしか動いていないというのは、数字的に減額になったのは分かるんだけっとも、その事業、取組のね、どこに何か問題、欠陥があったのではないかという懸念から確認しているところなんです。その辺はね、結果だから。今後に生かす、地域協力おこし隊って、この間ずっとみんな関心事というかね、そこでこのまちおこしにつながる重要な施策だというふうに思うわけですが、その辺の背景について、理由について確認します。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。まず初めに、では報償費のほうから説明いたします。

こちら先ほど申し上げたとおり、見込みしていた人数よりは達しなかったと。一つの要因でもございますが、そのほかですね、研修会とかを開いて、そのインターンの機会にですね、外部の講師を呼んで研修会を開いてというふうな予算計上もここに入ってございました。実際、事業実施に当たり、そういう研修ではなくても実施研修、今回、漁師、漁業者確保のためのインターン事業だったんですが、実際もう海に出て漁師さんたちと一緒に現場で対応してということに組み替えましたので、若干こちらで予算が余ったかなというふうに見込んでございます。

あと、１２節委託料の７０３万９，０００円の活動委託費の減額については、こちらはやはり人数が達しなかった分ということが一番の要因ということが考えられます。

あと、その下、１８節補助金及び交付金についての活動補助金の４００万円の減についても、こちら人数が満たないことによっての当初予定していた人数分の補助金分を落とすというふうな内容でございます。

その実際予定していた分が採用できなかったことに関しては、それを踏まえ、今年度８年度に向けて新たにいろんな仕組みを変えて、いろんな多方面から応募いただけるよ

うな工夫をして現在取り組んでいる最中でございます。

以上でございます。

３番（遠藤龍之議員）ちょっと残念ですね。せっかく予算立てしてね。この事業がね。遂行できなかった。今うんと、いろんなところでこの地域おこし協力隊の活動っていうのは重視している。それぞれの町でまちづくりを進めていく上でね。人口減少。それは国も積極的に進めていて、この財源も確保して、確認したかったんだけど、この財源は国からのやつってないんだっけか。はい、分かりました。しかしながら、方針だけはね、国は方針だけは積極的に立てていて、それに伴ったもろもろの制度があると思うんだけっとも、それを受けて、当然自治体も必要だというようなことで予算立てして、そして取り組んでいる。非常に町にとっては重要な事業だというふうに受け止めているところが、残念ながら、せっかくね、用立てしたものが使い切れてないというのはちょっと残念。

今ね、最後にね、次年度に生かすと、本当に次年度に生かしてね。せっかく用立てしたものを、１００パーセントあるいは足りなくなってもいいようなね、事業だと思うんだけっども、やっていく中でね。ということを求めておきます。これ決算ちゃんとね、あれしてほしいなというふうに思います。

次に、１６ページの２０目定住促進対策費の中の空き家家財道具等処分支援補助金、これも半分減額ということになってるんだけども、これの取組、結果どうだったのか、あるいはどのように評価しているのか。せっかく空き家っていうのもね、新しい施策として取り組んできているところなんでしょうけど。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。お答えします。

空き家家財道具処分の支援の補助金ですが、こちら当初１０件ということで見込んでおりましたが、今現在２件の申請というふうなところで減額をしている状況です。

こちら過去の経緯を見ていきますと、昨年度９件というふうなことだったんですが、今年度はちょっと申込みが少ないというふうな結果になっております。

今年度といたしましては、空き家につきまして協定の締結を行い、空き家セミナーというふうな形を初めて開催してということで空き家の問題に取り組んでいるところでございますので、引き続き、こちらの支援の補助金などのＰＲを引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

３番（遠藤龍之議員）この事業も全国的に関心の深い取組になっていると思います。そういうことの本当にこの１２０万って、せっかく国の助成の、これ空き家に対しての助成だよね。違うんだ、はい、分かった。それはいいです。しかしながら、制度としては非常に重要な制度だと思いますので、せっかくこれもね、用立てたものが使い切れなかったというようなことはあると。これもですね、次年度の予算立てを考えるときに、もう予算立ててしまったんだけれども、根拠が示されるような予算立てっていうのが必要ではなかったかというふうに思いますが、もうこれについてはもう新しい予算決まっているようだから、最終的にまだ決まってないんだけども、示されているので、せっかく用立てた事業については、それを完遂といいますか、いい事業であり、そういうちゃんと必要性を認めて町のほうにおいて予算立てした事業ということになれば、やっぱりそれを１００パーセント使えるような、使い切るような取組が必要ではないかということを求めて、次に、その下の定額減税調整交付金について、これもちょっとどう読み解いていいのか、

ちょっとこれだけだと分かんないんだけども、６，４１０万っていうのが当初の数字なのが、補正前ということで。それに対して減額、使い切れてなかったという１，０９０万ですね。この部分を、負担金、補助の分を今示しているんですが、この辺の背景、理由についてはどういうことなのか。これも多分、国・県支出金で対応している事業だと思うんですが、この件について確認します。

地域福祉課長（齋藤　剛課長）はい、議長。

ただいま御質問のありました定額減税調整給付金の減額ですけれども、こちらの減額に至るまでなんですけれども、国のほうで令和５年度に経済対策を実施しまして、非課税世帯への給付金から始まりまして五月雨式に続いてきたものの、最終の交付金となっております。

定額減税につきましては、令和５年度に実施しております。その際、所得税につきましては、令和６年中の推計所得というものを用いまして減税を行ってまいりました。最終的に令和６年度の所得が確定しまして、それで再計算した際に、推計所得で減税されていた方で足りない部分について今回不足額給付ということで、６月議会のほうにですね、補正予算として計上したものです。

ですので、この補助金の算定につきましては、確定して初めて支給できるというようなものもありますし、あとは基準日が、不足額給付につきましては令和７年の１月１日になってございました。転入者とかもございましたので、予算要求の際にはある程度見込みの数字で立てておりましたので、実際、所得確定と転入者等を踏まえて確定した金額でこの金額を減額しているということで御理解いただきたいと思います。

議　長（伊藤貞悦議員）あと２件あるんですね。

議　長（伊藤貞悦議員）それでは、休憩を挟みます。再開は１１時１５分。

午前１１時０５分　休　憩

午前１１時１５分　再　開

議　長（伊藤貞悦議員）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議　長（伊藤貞悦議員）３番遠藤龍之議員の質疑を許します。

３番（遠藤龍之議員）はい、議長。１９ページの清掃費、合併処理浄化槽整備事業について確認します。

ここでも４４７万６,０００円の減額されているわけですが､その理由といいますか、これを見ますと、当初予算では１，０００万予算立てしたものに対して、最終的に３００万くらいの実施というふうに確認はしているんですが、これまた、この、そしてこれはこの補助事業というか、国から県から助成いただいて負担ということと、これはあるいはの傾向ね。予算立てするときに、どんどんどんどん少なくなっている。もうほとんどがもう整備されているっていうこととか､あるいは新築がない､少ないとかっていう、その辺の理由等があれば、明確な理由があれば確認したいと思います。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。

こちら合併浄化槽の補助金のほうですけれども、こちらにつきましては、補助の該当としまして５年間の計画で、７年度が最終年度ということで、令和３年度から７年度ま

での計画を立ててやっております。今年度につきましては２０基を予定していまして、８基という実績になります。こちらに関しては、下水の処理区域内に新築する件数が少なくなってきているのかなあと思っております。

以上でございます。

３番（遠藤龍之議員）次に移ります。最後は２２ページの住宅安全対策費の下、負担金、補助の部分の危険ブロック除却助成事業補助。これも非常に重要な、危険と、通学路等々もあります。安全対策という意味で重要な事業だというふうに受け止めているわけですが、これ当初２８０万で措置して､結果２１２万７，０００円を減額しているということは、当初の見込みっていうのが確認された中での予算措置なのか。危険ブロックっていうのをある程度確認した上で、今年度はこれぐらいの予算立てして、そういう方々には対処してもらうということで立てた予算なのか。その辺の背景について確認します。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。

こちら危険ブロック塀等の補助ですけれども、こちら年度当初では、対象件数が１９件のうち８件、上限額３５万の８件ということで２８０万円を予算措置しております。

実績としましては５件あったんですけれども､この上限額まで達しなかった件数とか、そういった形もありまして減額となっております。

以上です。

３番（遠藤龍之議員）この件については、まさに危険は除却されて、値段的にはそこまでいかなくても、町で確認した対象については、この額ほどではないという、それもちゃんと見込み立てた。当初予算で２８０万で、今の説明でね、そこまで至らなかったという、これは悪いことではないから。言ったんだよね、８件のうち５件って言ったんだな。その後の対策をどう考えているのか。今年度でこんで終わりなんだべけっども、っていうのは、本当に危険だからしなさいっていうことで、この半強制的っていうとおかしいけれども、危険だからやってもらう。そういった面でもなかなか大変だということで、それぞれ大変だからっていうことで助成もしている事業ということを考えたときに、その目的にこれで達したということが言えるのかどうかということも含めて確認します。

あとはね、次年度に向けて。そしてやっていただければ、もう早急にやっていただければっていうことは当然のことなんですが、そのことも含めて確認します。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。

こちらのほうですね､最も危険なところという部分､段階が１、２、３とありまして、一番危険なところは０件なんですけども、途中の２っていうところで１９件あるうちの８件予算立てして、うち５件が終わっているっていうような。こちら所有者の様々な事情もありますけれども、まだやっていない方につきましては、今後も継続して、お願いっていう形になるんですけれども、所有者のほうに対しては除却のほうをお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

６番（渡邊千恵美議員）はい、議長。６番渡邊です。

ページ２３ページ、１項４目なんですけれども、災害対策費５，１９３万７，０００円ということで、これの件数と、減額された５８０万に対して、なぜ物価高騰の中で減額されているのか、確認いたします。

総務課長（大和田　敦課長）はい、議長。お答え申し上げます。

この件に関しましては、令和７年８月１９日の議会全員協議会において、その理由等々についてお話ししてございますけども、当初予算３，０００万円に対して、使用の内容等々を徹底して精査し、さらに、請負差額ですよね。そういったものもございまして、実際の請負金額が２，４１７万８，０００円というふうになりましたことから、かかる費用を除いた金額を今般、減額しているというふうな内容によるものです。

以上です。

議　長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第９号令和７年度山元町一般会計補正予算（第６号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第９号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１１．議案第１０号を議題とします。

本案について説明を求めます。

健康推進課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。それでは、議案第１０号令和７年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ１３９万円を追加し、総額を１７億２，８４８万７，０００円とするものでございます。

議案書９ページをお開きください。

歳出予算から御説明いたします。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費についてですが、郵便料を６４万円減額しております。こちらにつきましては、マイナ保険証への移行に伴い資格確認書等を送付するための予算となりますが、決算見込額の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。また、財源内訳欄の国・県支出金２４万円については、国からの要請に基づき、資格確認書等と併せ、マイナ保険証の制度に関するパンフレット等を配布したことに対しまして、国から補助金が交付されたことから、財源内訳の変更を行ったものであります。

次に、３款国民健康保険事業納付金１項医療給付費分から３項介護納付金分については、保険基盤安定制度負担金など、今年度の補助金等の交付額確定に伴い、おのおの財源内訳の変更を行ったものであります。

１０ページをお開き願います。

５款保健事業費１項特定健康診査等事業費１目特定健康診査等事業費についてですが、特定健診業務委託、特定保健指導業務委託及び検診受診自己負担分助成金につきまして、決算見込額の確定に伴いまして、不用額として４６３万５，０００円を減額するものであります。

次に、６款基金積立金１項基金積立金１目財政調整基金積立金についてですが、こちらは財政調整基金の預金利子が確定したため１２万１，０００円を増額するものでございます。

次に。８款諸支出金１項償還金利子及び還付加算金２目償還金についてですが、特定健康診査等国庫負担金など令和６年度中に交付された各種補助金につきまして、実績確定に伴い返還が生じましたので、返還金として６５４万４，０００円を計上したものであります。

続いて、歳入予算について御説明いたします。

議案書８ページにお戻りください。

３款国庫支出金１項国庫補助金１目災害臨時特例補助金についてですが、東日本大震災の原発避難者に係る令和７年中の国民健康保険税減免額及び医療費の窓口負担分の免除額が確定したことに伴い補助金が交付されたことから、３４万５，０００円を増額するものであります。

次に、２目社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、歳出予算でも御説明したとおり、マイナ保険証制度に関する周知費用に対し補助金が交付されたことから、２４万円を増額するものであります。

次に、５款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金についてですが、財政調整基金に係る預金利子が確定したため、１２万１，０００円を増額しております。

次に、６款繰入金１項繰入金１目基金繰入金についてですが、歳入歳出の財源調整として、財政調整基金の取崩しを５９万４，０００円減額しております。この結果、当初予算からの基金繰入額の累計は３，４５５万１，０００円となり、補正後の基金残高見込額は６，３１０万７，０００円となります。

その下、２目一般会計繰入金のうち保険基盤安定制度繰入金につきましては、低所得者に対する保険税軽減分などの国・県補助金等が確定したことから、７０４万９，０００円を増額しております。

また、その他一般会計繰入金についても、国・県からの補助金や事務費の確定に伴い、おのおの予算を増減し、全体で５７７万１，０００円を減額するものであります。

以上で議案第１０号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１０号令和７年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１２．議案第１１号を議題とします。

本案について説明を求めます。

地域福祉課長（齋藤　剛課長）はい、議長。それでは、議案第１１号令和７年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）について御説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ３４万５，０００円を追加し、総額を１６億４，１３４万円とするものでございます。

議案書１０ページをお開きください。

歳出予算から御説明いたします。

２款保険給付費１項介護サービス諸費１目居宅介護サービス給付費でございますが、災害臨時特例補助金の交付決定に伴い、財源内訳の変更を行っております。

次に、４款基金積立金１項基金積立金１目介護保険事業基金積立金でございますが、介護保険事業基金に係る利子を積み立てるものです。

次に、歳入予算の補正額について御説明いたします。

９ページをお開き願います。

３款国庫支出金２項国庫補助金５目介護保険災害臨時特例補助金でございますが、国庫補助金の確定によるもので、原発避難者３世帯８名分の介護保険料及び介護サービス利用者負担分の補助金を計上しております。

次に、６款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金でございますが、介護保険事業基金に係る利子を計上しております。

次に、７款繰入金１項繰入金１目基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額を２２万８，０００円減額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が８，２２６万４，０００円となりまして、補正後の基金残高の見込額は２億５，８５６万円になります。

以上で議案第１１号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１１号令和７年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１１号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１３．議案第１２号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。それでは、議案第１２号令和７年度山元町水道事業会計補正予算（第５号）について御説明いたします。

初めに、議案書の４ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

１款資本的収入１項企業債１目企業債の７００万円の減額は、町道つばめの杜北線道路改良工事に伴う配水管布設工事費確定に伴う水道事業債の減、４目工事負担金の３２９万９，０００円の増額は、消火栓設置工事費確定に伴い、繰り出し基準に基づく一般会計からの負担金を増額するものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

１款資本的支出１項建設改良費１目拡張事業費の７００万円の減額ですが、収入でも説明いたしました、町道つばめの杜北線道路改良工事に伴う配水管布設工事費確定によるものです。

１ページにお戻り願います。

第２条、予算第４条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億１，４００万９，０００円を１億１，０７１万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５６８万８，０００円を４７５万２，０００円に、損益勘定留保資金等１億８３２万１，０００円を１億５９５万８，０００円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第１款資本的収入を３７０万１，０００円減額し、総額４，８３０万４，０００円とするものであります。

支出、第１款資本的支出を７００万円減額し、総額１億５，９０１万４，０００円とするものであります。

第３条、予算第６条に定めた企業債の限度額を記載のとおり改めるものであります。

第４条、予算第１０条第２号中、消火栓の設置に要する経費を３３０万円に改めるものであります。

以上で議案第１２号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１２号令和７年度山元町水道事業会計補正予算（第５号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１４．議案第１３号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。それでは、議案第１３号令和７年度山元町下水道事業会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

はじめに、議案書の４ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

１款資本的収入１項企業債１目企業債の４９０万円の減額ですが、山元浄化センター再構築基本設計費確定に伴い、下水道事業債を減額するものです。

次に、支出について御説明いたします。

１款資本的支出１項建設改良費１目拡張事業費の４９０万円の減額ですが、収入でも説明いたしました山元浄化センター再構築基本設計に基づく委託費確定によるものです。

１ページにお戻り願います。

第２条、予算第４条中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７６４万１，０００円を７１９万６，０００円に、当年度分損益勘定留保資金等１億３，１５８万４，０００円を１億３，２０２万９，０００円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第１款資本的収入を４９０万円減額し、総額３億４，６３８万９，０００円とするものであります。

支出、第１款資本的支出を４９０万円減額し、総額４億８，５６１万４，０００円とするものであります。

第３条、予算第６条に定めた企業債の限度額を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第１３号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１３号令和７年度山元町下水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１５．同意第１号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長、登壇願います。

町　長（橋元伸一町長）はい、議長。同意第１号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現委員の横山真理子氏は、令和８年３月３１日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を教育委員として任命するに当たり、議会の同意を求めるため、提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和１２年３月３１日までの４年間となりますが、青少年や児童生徒の健全育成等に関して見識を賜るべく、引き続きのお願いを考えたものでございます。

何とぞ御理解の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例９０番により、討論を省略します。

議　長（伊藤貞悦議員）これから同意第１号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

同意第１号は同意することに決定されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１６．議案第１号を議題とします。

本件は、２月２７日の本会議において、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査

としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長岩佐秀一議員、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（岩佐秀一委員長）はい、議長。それでは報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会は、令和８年２月２７日付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会規則７６条の規定により報告いたします。

議案等番号、議案第１号。件名、山元町歯と口腔の健康づくり推進条例。審査の結果、可決すべきもの。

以上、報告いたします。

議　長（伊藤貞悦議員）これから委員長報告に対する質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１号山元町歯と口腔の健康づくり推進条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１号は委員長報告のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１７．議案第８号を議題とします。

本件は、２月２７日の本会議において、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長岩佐秀一議員、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（岩佐秀一委員長）はい、議長。報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会は、令和８年２月２７日付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会規則第７６条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第８号。件名、山元町過疎地域持続的発展計画について。審査の結果、可決すべきもの。

特に留意すべき意見を添付します。事業が途切れることにより、町民の生活に影響が出ることが確認され、事務の遅れなど議案上程までの経過に問題があり、説明不足であったため、今後は留意されたい。

山元町議委発第１８号令和８年３月１７日。

山元町議会議長、伊藤貞悦殿。

総務民生常任委員会委員長、岩佐秀一。

以上、報告いたします。

議　長（伊藤貞悦議員）これから委員長報告に対する質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第８号山元町過疎地域持続的発展計画についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第８号は委員長報告のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第１８．議案第１４号から日程第２３．議案第１９号までの６件を一括議題とします。

議案第１４号から議案第１９号までにつきましては、３月６日に予算審査特別委員会に付託し、３月１６日午後４時までの審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員会からの報告を求めます。

予算審査特別委員会副委員長岩佐秀一議員、登壇願います。

予算審査特別委員会副委員長（岩佐秀一副委員長）はい、議長。それでは、報告いたします。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和８年３月６日付で付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第７６条の規定により報告します。

議案番号、議案第１４号、議案名、令和８年度山元町一般会計予算。審査の結果、可決すべきもの。

同じなので項目を除きます。議案第１５号令和８年度山元町国民健康保険事業特別会計予算。可決すべきもの。

議案第１６号令和８年度山元町後期高齢者医療特別会計予算。可決すべきもの。

議案第１７号令和８年度山元町介護保険事業特別会計予算。可決すべきもの。

議案第１８号令和８年度山元町水道事業会計予算。可決すべきもの。

議案第１９号令和８年度山元町下水道事業会計予算。可決すべきもの。

山元町議委発第１３号令和８年３月１６日。

山元町議会議長、伊藤貞悦殿。

予算審査特別委員会副委員長、岩佐秀一。

以上、報告いたします。

議　長（伊藤貞悦議員）これから副委員長に対する質疑を行うところですが、予算審査特別委員会は議長除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例８４番により省略します。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１４号の討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１４号令和８年度山元町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものです。副委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１４号は副委員長の報告のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１５号の討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１５号令和８年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものです。副委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１５号は副委員長の報告のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１６号の討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案１６号令和８年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものです。副委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１６号は副委員長の報告のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１７号の討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１７号令和８年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものです。副委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１７号は副委員長の報告のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１８号の討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１８号令和８年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものです。副委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１８号は副委員長の報告のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議案第１９号の討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長(伊藤貞悦議員)これから議案第１９号令和８年度山元町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものです。副委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第１９号は副委員長の報告のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第２４．議発第１号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

３番遠藤龍之議員、登壇願います。

３番（遠藤龍之議員）衆議院解散及び国政選挙の執行体制の改善を求める意見書を提案するに当たりまして、提案理由について説明させていただきます。

今般の第５１回衆議院議員総選挙では、解散表明の遅れにより、自治体が不確定情報のまま準備を迫られ、運営の適正性が損なわれました。短期間での選挙準備・実施は、投票用紙誤交付や集計ミスなど全国的に事務トラブルを招き、かつ、厳冬期、受験期と重なったことで、投票環境や社会生活への支障が大きく生じました。

これらを踏まえ、国に対し、予見可能性向上、時期配慮、早期情報提供、支援体制強化、経費基準の迅速提示を強く求めるため、別紙意見書を提出するものであります。

意見書の内容につきましては記載のとおりでありますが、具体的に求める意見につきましては５点。

１点目は、衆議院の解散及び選挙日程決定の予見可能性を高めるための制度設計を検討すること。

２点目、豪雪期や受験期など地域住民の生活環境や社会的行事に十分配慮した選挙日程を設定すること。

３点目、自治体に対する選挙執行情報の提供を正確かつ早期に行う体制を構築すること。

４点目、選挙事務に携わる人員、研修体制の強化を図るとともに、自治体の規模や地域特性に応じた技術的・人的支援を拡充すること。

５点目、選挙執行経費に係る財源積算を具体的かつ迅速に提示し、自治体が適切な予算編成及び議案審議権を行える環境を整備すること。

以上であります。

衆議院解散及び国政選挙の執行体制の改善を求める意見書を、別紙のとおり、地方自治法第１１２条の規定及び山元町議会会議規則第１３条第２項により提出します。

議発第１号令和８年２月２５日。

山元町議会議長、伊藤貞悦殿。

提出者、遠藤龍之。

賛成者、品堀栄洋。

以上であります。

議　長（伊藤貞悦議員）これから提出者に対する質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議　長（伊藤貞悦議員）これから議発第１号衆議院解散及び国政選挙の執行体制の改善を求める意

見書を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議発案第１号は原案のとおり可決されました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第２５に入る前に議長から提案したいと思いますが、お昼のチャイムが鳴りましたが、このまま継続したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）それでは、このまま継続させていただきます。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第２５．閉会中の継続調査等申し出についてを議題とします。

議会運営委員会副委員長、各常任委員会委員長及び両特別委員会委員長から、山元町議会会議規則第７４条の規定により、お手元に配付のとおり、継続調査等の申出が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会副委員長、各常任委員会委員長及び両特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等に付することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議会運営委員会副委員長、各常任委員会委員長及び両特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等に付することに決定しました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第２６．委員会審査期限延長要求書についてを議題とします。

陳情第１号の審査については、総務民生常任委員会に審査を付託し、今会期中に審査を完了するよう期限をつけておりましたが、総務民生常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第４５条第２項の規定により、お手元に配付のとおり、審査期限延期要求書が提出されております。

お諮りします。

総務民生常任委員会委員長からの要求のとおり、次回定例会令和８年第２回山元町議会定例会まで審査期限を延期することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

よって、総務民生常任委員会委員長からの要求のとおり、陳情第１号令和７年度振興策要望書の審査については、その審査期限を、次回定例会令和８年度第２回山元町議会定例会まで審査期限を延期することに決定しました。

議　長（伊藤貞悦議員）日程第２７．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定しました。

議　長（伊藤貞悦議員）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第１回山元町議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでございました。

午後０時０７分　閉　会
